

(2) 新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度および利子・保証料補給金	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた町内の中小企業者（小規模企業者を含む）に対し、融資および利子・保証料の補給を行います。</p> <p>【融資制度】</p> <p>① 要件 中小企業基本法に規定する中小企業者で町税を完納しているものかつ厚真町商工会の資金融資斡旋書をもって金融機関の所定の手続きを経ること</p> <p>② 金融機関 苫小牧信用金庫</p> <p>③ 貸付取扱期間 令和2年12月30日まで融資が実行されること</p> <p>④ 資金使途 運転資金、設備資金</p> <p>⑤ 貸付限度額 運転資金と設備資金を合わせて1,000万円</p> <p>⑥ 貸付期間 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>⑦ 基準貸付金利 1.8%（固定金利）</p> <p>⑧ 保証料 金融機関および北海道信用保証協会の定めによる</p> <p>【利子・保証料補給金事業について】</p> <p>① 利子補給 当初3年間 全額（自己負担1.8%→0%） 4年目以降 1.3%分（自己負担1.8%→0.5%）</p> <p>② 保証料補給 全額</p>
必要なもの	厚真町商工会または苫小牧信用金庫にお問い合わせください。
問い合わせ	厚真町商工会 ☎ 27-2456 苫小牧信用金庫厚真支店 ☎ 27-2236 産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

(3) 経済対策推進人材確保事業	
内容	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、労働者を休業させる場合の助成金の申請等について、社会保険労務士を紹介します。
対象	町内事業者
問い合わせ	厚真町商工会 ☎ 27-2456 産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

(4) 修【厚生労働省】雇用調整助成金	
内容	<p>経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成します。</p> <p>※新型コロナウイルスについての特例措置は令和2年4月1日（水）～9月30日（水）の休業が対象。</p> <p>【助成額】</p> <p>① 中小企業の場合 5分の4（上限 日額15,000円）</p> <p>② 中小企業のうち解雇等を行わない場合 10分の10</p> <p>③ 教育訓練を実施した場合 加算1日2,400円</p> <p>※追加支給について再度申請の必要はありません。</p> <p>※申請済みで過去の休業手当を見直し（増額）する場合は追加支給の手続きが必要です。</p> <p>※詳細は、厚生労働省ウェブサイト内「雇用調整助成金」のページをご覧ください。</p>
問い合わせ	北海道労働局ハローワーク苫小牧 ☎ 0144-32-5221

<p>(5)</p>	<p>修【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</p>
<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対して助成します。同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事ができなくなった場合にも支援します。</p> <p>【助成額】</p> <p>① 有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月27日～3月31日の休暇分 日額上限 8,330円 ・ 令和2年4月1日以降取得した休暇分 日額上限 15,000円 <p>※追加の給付について再度申請の必要はありません。</p> <p>※詳細は、厚生労働省ウェブサイト内「小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金」のページをご覧ください。</p> <p>② 委託を受ける個人事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年2月27日～3月31日の就業できなかった日 1日当たり4,100円（定額） ・ 令和2年4月1日以降就業できなかった日 1日当たり7,500円（定額） <p>※詳細は、厚生労働省ウェブサイト内「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」のページをご覧ください。</p> <p>【対象期間】</p> <p>令和2年2月27日（木）～9月30日（水）</p>
<p>問い合わせ</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999</p>

(6) 【経済産業省】持続化給付金

<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>① 給付額 法人…200万円、個人事業者等…100万円 ※ただし昨年1年間の売上からの減少分が上限。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）</p> </div> <p>② 給付対象の要件</p> <p>ア ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している減少している事業者</p> <p>イ 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者</p> <p>ウ 法人の場合は、資本金の額または出資の総額が10億円未満、もしくは常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者</p> <p>※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。</p> <p>※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。</p> <p>※電子申請を原則としますが、予約制の申請支援会場を全国に順次設置する予定です。</p> <p>※詳細は、経済産業省ウェブサイト内「持続化給付金」のページをご覧ください。</p>
<p>対象</p>	<p>資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者</p> <p>※医療法人、農業法人、個人農家、NPO法人など、会社以外の法人なども幅広く対象となります。</p>

必要なもの	① 前年（度）の年間事業収入がわかるもの ② 売上が減少している月の月間事業収入がわかるもの ③ 申請者の口座通帳の写し 他
申請 受付期間	令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金）
問い合わせ	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570（直通番号） ☎ 03-6831-0613（IP電話専用回線）

(7) 【経済産業省】セーフティネット保証4号・保証5号	
内容	<p>経済産業省が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰りを支援します。</p> <p>① セーフティネット保証4号 一般枠と別枠で借入債務の100%を保証</p> <p>② セーフティネット保証5号 一般枠とは別枠で借入債務の80%を保証</p>
対象	<p>① セーフティネット保証4号 売上高が前年同月比20%以上減少等の場合</p> <p>② セーフティネット保証5号 売上高が最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少等の場合</p>
必要なもの	<p>【産業経済課経済グループに提出】</p> <p>① 認定申請書</p> <p>② 直近の確定申告書の写しまたは前年度の月別売上がわかる資料等</p> <p>③ 最近1カ月間の売上がわかる資料</p> <p>④ 上記の月後2カ月間の見込売上高等が確できる資料等</p> <p>【金融機関への提出】</p> <p>① 特定中小企業者認定書（上記①～③の審査後、発行されます。）</p>
申請 受付期間	随時
問い合わせ	<p>取扱金融機関</p> <p>産業経済課 経済グループ（認定申請関係） ☎ 27-2486</p> <p>北海道信用保証協会苫小牧支店 ☎ 0144-33-1751</p>

(8) 【経済産業省】危機関連保証	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上などが減少している中小企業者・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証、セーフティネット保証とは別枠の限度額で融資額を保証します。</p> <p>【保証割合】</p> <p>セーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証</p>
対象	<p>売上高が前年同月比 15%以上減少する中小企業・小規模事業者など</p>
必要なもの	<p>【産業経済課経済グループに提出】</p> <p>① 認定申請書</p> <p>② 直近の確定申告書の写しまたは前年度の月別売上がわかる資料等</p> <p>③ 最近1カ月間の売上がわかる資料</p> <p>④ 上記の月後2カ月間の見込売上等が確できる資料等</p> <p>【金融機関への提出】</p> <p>① 特定中小企業者認定書（上記①～③の審査後、発行されます。）</p>
申請 受付期間	<p>随時</p>
問い合わせ	<p>取扱金融機関</p> <p>産業経済課 経済グループ（認定申請関係） ☎ 27-2486</p> <p>北海道信用保証協会苫小牧支店 ☎ 0144-33-1751</p>

(9) 【北海道】休業協力・感染リスク低減支援金	
内容	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取り組みを行う事業者に、支援金を支給します。
対象	<p>対象者① 次の要件を満たす事業者</p> <p>ア 休業要請を受けた施設を休業すること</p> <p>※休業要請等の対象施設は北海道ウェブサイトに掲載しています。</p> <p>イ 感染リスクを低減する自主的な取り組みを行うこと</p> <p>対象者② 次の要件を満たす事業者</p> <p>ア 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと</p> <p>イ 感染リスクを低減する自主的な取り組みを行うこと</p>
支給額	<p>対象者① 30万円（法人）</p> <p>20万円（個人事業者）</p> <p>対象者② 10万円（法人・個人事業者問わず）</p>
必要なもの	<p>① 支援金申請書</p> <p>② 営業の実態が確認できるもの</p> <p>③ 業種業態が確認できるもの</p> <p>④ 休業等の状況が確認できるもの</p> <p>⑤ 感染リスクを低減する自主的な取り組みが確認できるもの</p> <p>⑥ 誓約書</p> <p>⑦ 通帳の写し</p> <p>⑧ 本人確認の写し（個人事業者のみ）</p>
申請 受付期間	<p>令和2年4月30日（木）～令和2年7月31日（金）</p> <p>※申請は、郵送またはオンラインのみ。（窓口不可）</p>
問い合わせ	<p>北海道休業要請専用ダイヤル ☎011-206-0104</p> <p>☎011-206-0216</p>

(10)	【北海道】新型コロナウイルス感染症対応資金および利子・保証料補給
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者等の経営の安定を図るため、融資および利子・保証料を国と北海道が負担します。</p> <p>【融資制度について】</p> <p>① 金融機関 道内に本支店を有する金融機関</p> <p>② 貸付取扱期間 令和2年5月1日（金）～令和3年1月31日（日） ※令和2年12月31日までに保証申込が完了していることが必要</p> <p>③ 資金使途 運転資金、設備資金</p> <p>④ 貸付限度額 運転資金と設備資金を合わせて6,000万円</p> <p>⑤ 貸付期間 10年以内（うち据置5年以内）</p> <p>⑥ 基準貸付金利 5年以内 1.0%（固定金利） 10年以内 1.2%（固定金利）</p> <p>⑦ 保証料 北海道信用保証協会の定めによる</p>

	<p>【利子・保証料】 次の要件に該当する方は、利子と保証料の負担が軽減されます。</p> <table border="1" data-bbox="456 423 1391 963"> <tr> <td data-bbox="456 423 764 533"></td> <td data-bbox="764 423 1086 533">売上減少 15%以上</td> <td data-bbox="1086 423 1391 533">売上減少 5%以上 15%未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 533 764 748">個人事業主 (フリーランス含む、小規模企業者に限る)</td> <td colspan="2" data-bbox="764 533 1391 748">当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 748 764 963">上記を除く中小企業者</td> <td data-bbox="764 748 1086 963">当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担</td> <td data-bbox="1086 748 1391 963">融資期間中の保証料半分は国と北海道が負担</td> </tr> </table> <p>※詳細は、北海道ウェブサイト内「新型コロナウイルス感染症対応資金」のページをご覧ください。</p>		売上減少 15%以上	売上減少 5%以上 15%未満	個人事業主 (フリーランス含む、小規模企業者に限る)	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担		上記を除く中小企業者	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担	融資期間中の保証料半分は国と北海道が負担
	売上減少 15%以上	売上減少 5%以上 15%未満								
個人事業主 (フリーランス含む、小規模企業者に限る)	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担									
上記を除く中小企業者	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と北海道が負担	融資期間中の保証料半分は国と北海道が負担								
対象	<p>【融資】 セーフティネット4号・5号、危機関連保証制度のいずれかの認定を受けた中小企業者など</p> <p>【利子・保証料補給金】 売上減少5%以上の個人事業主、中小企業者</p>									
必要なもの	<p>① 町が発行するセーフティネット4号・5号、危機関連保証制度の認定書</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対応資金申込書</p> <p>③ 直近2年分の確定申告書・決算書の写し 他</p>									
問い合わせ	<p>各取扱金融機関</p> <p>胆振総合振興局商工労働観光課 ☎0143-24-9589</p> <p>産業経済課 経済グループ（認定書申請関係）☎27-2486</p>									

(11)	【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給
内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一時的な業績悪化した事業者（フリーランスを含む）に、融資・利子補給を行います。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症特別貸付】</p> <p>① 金融機関 日本政策金融公庫</p> <p>② 基準利率 当初3年間まで0.9%の金利引き下げ</p> <p>③ 返済期間 設備資金 20年以内（うち据置5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置5年以内）</p> <p>※詳細は、日本政策金融公庫ウェブサイト内「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のページをご覧ください。</p> <p>【特別利子補給制度】 借入後当初3年間利子補給を実施します。 ※具体的な手続きについては詳細が決まり次第、中小企業庁ホームページなどで公表予定</p>
対象	<p>【新型コロナウイルス感染症特別貸付】</p> <p>① 最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>② 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>ア 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高 イ 令和元年12月の売上高 ウ 令和元年10月～12月の平均売上高</p> <p>【特別利子補給制度】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、一定割合以上売上が減少した方</p>

必要なもの	事前に金融機関へご確認ください。
申請 受付期間	随時
問い合わせ	日本政策金融公庫室蘭支店 ☎0143-44-1731 中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544 厚真町商工会 ☎27-2456